3　特定製品の製造業者等は、前条第一項の指針に従い、フロン類代替物質を使用した製品の開発を行うように努めるとともに、国及び地方公共団体が特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化その他特定製品からのフロン類の排出の抑制のために講ずる施策に協力しなければならない。

第五条を第四条とする。

第六条の見出しを「（指定製品及び特定製品の管理者の責務）」に改め、同条中「国民」を「特定製品の管理者」に、「を整備させ、又は廃棄する」を「の使用等をする」に、「使用されている」を「使用されれる」に、「が適正かつ確実に回収され、及び破壊されるように」を「の管理の適正化に」に、「からのフロン類の排出の抑制」を「に使用されるフロン類の管理の適正化」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

指定製品の管理者は、第三条第一項の指針に従い、使用フロン類の環境影響度の小さい指定製品の使用等に努めなければならない。

第六条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（第一種フロン類充塡回収業者等の責務）

第六条　第一種フロン類充塡回収業者、第二種フロン類回収業者（使用済自動車再資源化法第二条第十二項に規定するフロン類回収業者をいう。第二十九条第一項第二号及び第七十一条第二項において同じ。）、第一種特定製品の整備を行う者（以下「第一種特定製品整備者」という。）、第一種フロン類再生業者、フロン類破壊業者その他特定製品又は特定製品に使用されるフロン類を取り扱う事業者は、第三条第一項の指針に従い、その事業を行う場合において当該特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のために必要な措置を講じなければならない。

第七条中「国は、」の下に「フロン類の使用の合理化及び」を加え、「使用されている」を「使用される」に、「回収及び破壊が適正かつ確実に行われる」を「管理の適正化が推進される」に、「事業者及び国民」を「指定製品及び特定製品の管理者」に改める。

第八条中「準じて、」の下に「フロン類の使用の合理化及び」を加え、「使用されている」を「使用されれる」に、「回収及び破壊が適正かつ確実に行われる」を「管理の適正化が推進される」に改める。

第二章から第六章までの章名を削る。

第八十条第二号中「第三十九条」を「第八十七条」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第十五条第一項又は第二十九条第一項」を「第三十三条第一項又は第五十四条第一項（第六十八条において準用する場合を含む。）」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第六十条を第百九条とする。

第五十九条中「第五十五条から前条まで」を「第百三条（第十二号を除く。）、第百四条、第百五条又は前条」に改め、同条を第百八条とする。

第五十八条第一号中「第二十二条第一項又は第三十四条第一項」を「第四十七条第一項、第六十条第一項又は第七十一条第一項」に改め、同条第二号中「第二十二条第三項、第三十四条第三項又は第四十三条」を「第四十七条第三項、第六十条第三項、第七十一条第三項又は第九十一条（情報処理センターに係る部分を除く。）」に改め、同条第三号中「第四十四条第一項」を「第九十二条第一項」に改め、同条を第百七条とする。

第五十七条中「第十三条第一項又は第二十八条第三項」を「第三十一条第一項、第五十三条第三項又は第六十六条第三項」に改め、同条を第百五条とし、同条の次に次の一条を加える。

第百六条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした情報処理センターの役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第八十条の許可を受けないで、情報処理業務の全部を廃止したとき。

二　第八十二条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

三　第八十三条第一項又は第九十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四　第八十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第五十六条中「第二十四条第五項又は第三十六条第三項」を「第十一条第三項（第十三条第二項及び第十五条第二項において準用する場合を含む。）、第十八条第三項、第四十九条第七項、第六十二条第五十五条第一号中「第九条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、「フロン類の」の下に「充塡又は」を加え、同条第二号中「第九条第一項」を「第二十七条第一項」に、「第十二条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条第三号中「第十七条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条第八号中「第三十八条」を「第八十六条」に、「充てんされている」を「充塡されている」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第七号中「第三十条」を「第六十七条」に改め、同号を同条第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　第八十一条の規定に違反した者

第五十五条第六号中「第二十八条第一項」を「第六十六条第一項」に、「第二十五条第二項第三号」を「第六十三条第二項第三号」に改め、同号を同条第十号とし、同条第五号中「第二十五条第一項」を「第六十三条第一項」に、「第二十七条第一項」を「第六十五条第一項」に改め、同号を同条第九号とし、同条第四号中「第二十五条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第三号の次に次の四号を加える。

四　第五十条第一項の規定に違反して許可を受けないでフロン類の再生を業として行った者

五　不正の手段によって第五十条第一項の許可（第五十二条第一項の許可の更新を含む。）を受けた者

六　第五十三条第一項の規定に違反して第五十条第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更した者

七　第五十五条の規定による業務の停止の命令に違反した者

第五十五条を第百三条とする。

第五十四条を第百二条とし、同条の次に次の章名を付する。

第五章　罰則

第五十三条第二項中「第二章」を「第三章第一節及び第二節」に改め、同条を第百一条とする。

第五十二条第一項を次のように改める。

この法律における主務大臣は、環境大臣及び経済産業大臣とする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める大臣とする。

一　第三条に規定する指針のうち特定解体工事発注者及び特定解体工事元請業者に係る事項並びに第二種特定製品が搭載されている自動車の整備に係る事項並びに特定解体工事元請業者及び第二種特定製品が搭載されている自動車の整備を行う者に係る第九十三条の規定による資料の提出の要求に関する事項　環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣

二　第九条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第二項に規定する当該事項の改定、第十条に規定する指導及び助言、第十一条第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による命令並びに第九十一条の規定による報告の徴収、第九十二条第一項の規定による立入検査及び第九十三条の規定による資料の提出の要求（第二章第一節の規定を施行するために行うものに限る。）に関する事項　経済産業大臣

三　第十二条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第二項に規定する当該事項の改定、第十三条第一項に規定する勧告、同条第二項において準用する第十一条第二項の規定による公表、第十三条第二項において準用する第十一条第三項の規定による命令、第十四条の規定による告示、第十五条第一項に規定する勧告、同条第二項において準用する第十一条第二項の規定による公表、第十五条第二項において準用する第十一条第三項の規定による命令並びに第九十一条の規定による報告の徴収、第九十二条第一項の規定による立入検査及び第九十三条の規定による資料の提出の要求（第二章第二節の規定を施行するために行うものに限る。）に関する事項　当該指定製品の製造業者等が行う指定製品の製造等の事業を所管する大臣

四　第二十一条第一項の規定による請求、第二十二条の規定による開示及び第二十四条の規定による技術的助言等に関する事項並びに第二十六条第二項に定める事項　環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣